

株 主 各 位

大阪市淀川区西中島七丁目5番25号
燦キャピタルマネージメント株式会社
代表取締役社長 前 田 健 司

第29期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第29期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大防止及び株主の皆様の感染リスクを避けるため、本株主総会につきましては、極力、書面またはインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年7月29日（木曜日）午前10時
（なお、上記の日時を株主総会日とした理由は、総会開催の準備日数、法定の開催期限等を総合的に勘案したことによります。）
2. 場 所 大阪市淀川区西中島五丁目14番10号 新大阪トヨタビル 9階
アットビジネスセンターPREMIUM新大阪
3. 目的事項
報告事項
 1. 第29期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類報告の件
 2. 会計監査人及び監査役会の第29期連結計算書類監査結果報告の件
決議事項 第1号議案 取締役6名選任の件
第2号議案 会計監査人2名選任の件

4. 議決権の行使に関する事項

(1) 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年7月28日（水曜日）午後6時までに到着するようご返送ください。

(2) インターネットによる議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に記載の当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://www.net-vote.com/>) にアクセスしていただき、画面の案内にしたがって、2021年7月28日（水曜日）午後6時までに議案に対する賛否をご入力ください。

スマートフォンをご利用の場合は、QRコードにより直接議決権の行使が可能です。詳細は、次ページをご参照ください。

(3) 議決権の重複行使の取り扱い

①書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

②インターネットにより、複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.sun-capitalmanagement.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。

◎株主総会参考書類及び添付書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.sun-capitalmanagement.co.jp/>) に掲載いたしますのでご了承ください。

(新型コロナウイルス感染拡大防止のためのお願い)

新型コロナウイルスの感染予防及び拡散防止のため、以下のとおりご案内いたしますとともに、株主様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

- ◎感染予防及び拡散防止のため、株主総会へのご出席に代えて、書面またはインターネットにより事前に議決権行使をしていただくことをご検討くださいますようお願いいたします。
- ◎株主総会に出席される株主様は、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願いいたします。
- ◎株主総会の運営にあたり以下の対応を予定しております。
  - ・会場受付にアルコール消毒液を設置いたします。
  - ・当社係員はマスクを着用させていただきます。(当社役員もマスクを着用させていただきます。)
  - ・会場での飲料水のご提供は取り止めさせていただきます。
  - ・会場の座席は、間隔を空けるために、例年より座席を少なく配置いたします。

## 【インターネットによる議決権行使のご案内】

インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから当社の指定する下記の議決権行使ウェブサイトにてご利用いただくことが可能です。

### 1. 議決権行使ウェブサイトについて

[ 議決権行使ウェブサイトアドレス ] <https://www.net-vote.com/>

議決権の行使期限は、2021年7月28日(水曜日)午後6時までとなっておりますので、お早めに行使をお願いいたします。

### 2. インターネットによる議決権行使方法について

[ パソコンをご利用の方 ]

上記の議決権行使ウェブサイトにアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載の「ログインID」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご入力ください。

[ スマートフォンをご利用の方 ]

同封の議決権行使書用紙に記載の「スマートフォン用QRコード」を読み取りいただくことにより、「ログインID」及び「パスワード」を入力することなく議決権を行使いただくことができます。

なお、一度議決権を行使された後で行使内容を変更される場合は、上記の議決権行使ウェブサイトアクセスしていただき、議決権行使書用紙に記載の「ログインID」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご入力ください。(QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。)

### 3. ログインID及びパスワードのお取り扱いについて

- (1) 議決権行使書用紙に記載されているログインID及びパスワードは、本株主総会に限り有効です。
- (2) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重

要な情報です。大切にお取り扱いください。

- (3) パスワードの再発行をご希望の場合は、後記の専用ダイヤルにご連絡ください。

#### 4. ご留意事項

- (1) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際に発生する費用は、株皆様のご負担となります。
- (2) 株主様のインターネット利用環境等によっては、ご利用いただけない場合もございます。
- (3) 議決権行使ウェブサイトは、携帯電話（フィーチャーフォン等）を用いたインターネットではご利用いただけませんのでご了承ください。

**【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先】**

株式会社アイ・アール ジャパン 証券代行業務部

〔専用ダイヤル〕 0120-975-960

〔受付時間〕 午前9時～午後5時（土・日・祝日を除く）

# 事業報告

2020年4月1日から  
2021年3月31日まで

## I. 企業集団の現況に関する事項

### 1. 事業の経過および成果

#### 当期の経営成績の概況

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大により2度の緊急事態宣言が発令され、経済活動が大きく制限されるなか企業収益は急速に減少し極めて厳しい状況に陥りました。緊急事態宣言下では、雇用・所得環境の悪化は続いており、個人消費や企業収益の回復も先行きの見えない不透明な状態となっております。また、海外においても国により新型コロナウイルス感染症の拡大は収束の兆しもないまま更に拡大を続けており、経済活動への影響も予断を許さない状況となっております。

当社グループの主要事業である不動産業界では、1度目の緊急事態宣言下で、営業活動自粛や移動制限により物件の実査や売買交渉、意思決定が滞ったこと、市況の先行き不透明感から様子見姿勢が強まったことで大きな影響を受けました。

このような状況の下、当社グループは、当連結会計年度より、新型コロナウイルスをはじめ、感染予防対策用の除菌水の卸売事業を開始し、感染症拡大や異常気象による自然災害をはじめ世界中で様々な災害対応商材である、可搬型蓄電池、顔認証型検温システム等の販売事業を開始しております。

また、当社は、2021年3月8日適時開示の「簡易株式交換によるセブンスター株式会社の完全子会社化に関するお知らせ」にありますとおり、株式交換により以下の機能を持つ事業会社を買収し、新たなファンドスキームの実現による取得アセットの多様化とストック収入モデルを強化いたします。

- ① オンライン型の不動産特定共同事業を活用した新しい投資商品の開発
- ② 開発からプロパティマネジメントまで一貫した不動産開発事業の推進

当該事業会社は、不動産事業に基づく不動産を中心とした取引・運用経験を有するとともに、不動産特定共同事業法に基づく「不動産特定共同事業」の許可を保有し、不動産クラウドファンディングに必要な不可欠なプラットフォームを有しており、多くの小口投資家（主に個人）へのアクセスが可能です。当社は、セブ

ンスターを完全子会社化することで、同社のプラットフォームを活用し、地域創生・活性化事業強化に向けた投資家アクセス（調達手段）と取得アセットの多様化の双方を実現することで、ストック収入モデルの強化を図ることができると考えております。

一方で、当社子会社であるサンエナジー株式会社が所有している土地のうち、太陽光発電事業用地として地上権設定している当該土地を譲渡したため、同社株式を取得した際に計上したのれんを償却し、321百万円を減損損失として計上いたしました。

なお、2021年4月30日適時開示の「(訂正)「資金使途の変更に関するお知らせ」の一部訂正について」にありますとおり、当社が2020年9月30日に開示いたしました「資金使途の変更に関するお知らせ」について、その対象となった、2019年12月27日付「第三者割当による新株式の発行及び第11回新株予約権の発行並びにコミットメント条項付第三者割当契約締結、主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」にて開示した新株式及び新株予約権（第11回新株予約権）の資金使途について、社外から指摘を受けたため、当社において再検証した結果、誤りを認識し、訂正いたしました。

また、同日適時開示の「第三者割当による新株式及び第12回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行並びに主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」にありますとおり、第三者割当により発行される新株式の発行及び第12回新株予約権の募集を行うことについて決議いたしました。

これにより、新株式の発行により500百万円を、新株予約権の発行により2,014百万円の資金を調達いたします。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は473百万円（前年同期比6.6%減）、営業損失は343百万円（前年同期は573百万円の営業損失）、経常損失は401百万円（前年同期は734百万円の経常損失）、親会社株主に帰属する当期純損失は757百万円（前年同期は1,773百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

(投資事業)

投資事業につきましては、不動産売買、ゴルフ場売上等の結果により、投資事業の売上高は473百万円（前年同期比6.6%減）、セグメント損失（営業損失）は353百万円（前年同期は587百万円のセグメント損失）となりました。

(アセットマネジメント事業)

アセットマネジメント事業につきましては、当社が組成するファンドが無かったことからアセットマネジメント業務報酬、ファンドからの管理手数料等の計上はありませんでした。この結果、アセットマネジメント事業の売上高、セグメント利益の計上はありませんでした。（前年同期の売上高、セグメント利益（営業利益）もありません。）

(その他の事業)

その他の事業につきましては、アドバイザー業務報酬等の結果により、その他の事業の売上高は10百万円（前年同期28.0%減）、セグメント利益（営業利益）は10百万円（前年同期比28.0%減）となりました。

## 2. 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は、62百万円であります。その主要なものは、鳥取カントリー倶楽部株式会社でのゴルフコース改修に係るもの及びCOMQUER株式会社での除菌水事業設備に係るものであります。

## 3. 資金調達の状況

当連結会計年度において、新株予約権が行使されたことにより、723百万円の資金調達を行いました。

#### 4. 財産および損益の状況の推移

| 区 分                         | 2018年3月期<br>第26期 | 2019年3月期<br>第27期 | 2020年3月期<br>第28期 | 2021年3月期<br>(当連結会計年度) |
|-----------------------------|------------------|------------------|------------------|-----------------------|
| 売上高 (千円)                    | 652,372          | 1,069,043        | 507,042          | 473,473               |
| 経常利益又は経常損失(△) (千円)          | 187,371          | 49,133           | △734,110         | △401,217              |
| 親会社株主に帰属する当期純利益又は損失(△) (千円) | 183,244          | △484,140         | △1,773,769       | △757,500              |
| 1株当たり当期純利益又は損失(△) (円)       | 4.40             | △8.89            | △30.62           | △10.77                |
| 総 資 産 (千円)                  | 3,120,463        | 2,574,140        | 1,832,569        | 1,382,890             |
| 純 資 産 (千円)                  | 2,740,090        | 2,124,445        | 1,083,527        | 1,048,415             |

#### 5. 対処すべき課題

当社グループは、前連結会計年度において、重要な営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失を計上し、当連結会計年度においても、営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失を計上しております。また、2020年12月18日適時開示の「当社に対する支払請求訴訟の提起に関するお知らせ」にありますとおり、重要な訴訟を提起されております。加えて、重要な借入債務の債務不履行を解消するため、収益源であった担保資産の譲渡により弁済する事態も生じており、これらの状況から、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社グループは、当該状況を早期に改善・解消すべく、以下の対応策を実施してまいります。また、上記の訴訟については顧問弁護士とも協議して解決に向けて対応してまいります。

##### ・新規事業での収益獲得

当社は、2021年3月8日適時開示の「簡易株式交換によるセブンスター株式会社の完全子会社化に関するお知らせ」にありますとおり、株式交換により以下の機能を持つ事業会社を買収し、新たなファンドスキームの実現による取得アセットの多様化とストック収入モデルを強化いたします。

- ① オンライン型の不動産特定共同事業を活用した新しい投資商品の開発
- ② 開発からプロパティマネジメントまで一貫した不動産開発事業の推進

当該事業会社は、不動産事業に基づく不動産を中心とした取引・運用経験を有するとともに、不動産特定共同事業法に基づく「不動産特定共同事業」の許可を保有し、不動産クラウドファンディングに必要な不可欠なプラットフォームを有しており、



多くの小口投資家（主に個人）へのアクセスが可能です。当社は、セブンスターを完全子会社化することで、同社のプラットフォームを活用し、地域創生・活性化事業強化に向けた投資家アクセス（調達手段）と取得アセットの多様化の双方を実現することで、ストック収入モデルの強化を図ることができると考えております。

#### ・既存事業での収益獲得

不動産事業においては、引き続き、国内不動産を中心に、中古アパートメント等の小型物件をターゲットとして各顧客層のニーズに合った不動産の流通に取り組み、収益獲得を目指してまいります。ゴルフ場運営につきましては、継続したコスト削減と営業努力により、売上高及び営業利益の増加を目指してまいります。

また、新型コロナウイルス感染拡大の受け、感染予防対策用の除菌水の卸売事業などの新規事業にも積極的に取り組んで収益獲得を目指してまいります。

#### ・資金繰りの悪化の解消と財務の安定化

当社は、2021年4月30日に「第三者割当による新株式及び第12回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行」を決議し、新株式の発行により500百万円を、新株予約権の発行により2,014百万円の資金を調達いたします。この資金調達により、運転資金270百万円を確保いたしますが、引続き、業務の効率化を図ると共に収益に見合った組織体制・コスト構造への転換を進め、コスト削減を徹底して支出の削減を行い、また、未回収債権等の早期回収も図ることで資金繰りの悪化の解消と財務の安定化を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、何卒、今後とも相変らぬご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

## 6. 重要な子会社の状況

### ①重要な子会社の状況

| 会 社 名                                 | 資本金または<br>出資金      | 議決権比率・出<br>資比率 (%) | 主な事業内容             |
|---------------------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| ①鳥取カントリー倶楽部<br>株式会社                   | 50,941千円           | 100.00             | ゴルフ場運営事業           |
| ② SUN GREEN POWER ENERGY<br>PTE. LTD. | 5,753千<br>シンガポールドル | 100.00             | バイオマス製品の製<br>造・販売業 |
| ③サンエナジー株式会社                           | 10,000千円           | 100.00             | クリーンエネルギー事<br>業    |
| ④ランド・ベスト株式会社                          | 10,000千円           | 100.00             | 不動産事業              |
| ⑤セブンスター株式会社                           | 100,000千円          | 100.00             | 不動産特定共同事業          |

(注) 上記①から⑤はすべて当社の連結子会社であります。

### ②当事業年度末における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

## 7. 主要な事業の内容 (2021年3月31日現在)

| 事 業 部 門            | 事 業 内 容                                                  |
|--------------------|----------------------------------------------------------|
| 投 資 事 業            | 自己投資業務、投資スキームの企画・設計・構築                                   |
| アセットマネージメント<br>事 業 | ストラクチャーアレンジメント受託業務、アセットマネージメント受託業務                       |
| そ の 他 の 事 業        | フィナンシャルアドバイザー業務、コンバージョン等の資産<br>価値向上業務、仲介業務、その他コンサルティング業務 |

## 8. 主要な営業所（2021年3月31日現在）

### (1) 当社

| 名 称     | 所 在 地               |
|---------|---------------------|
| 本 社     | 大阪市淀川区西中島七丁目 5 番25号 |
| 東 京 支 店 | 東京都港区芝公園一丁目 3 番10号  |

### (2) 重要な子会社

| 名 称                              | 所 在 地                                                |
|----------------------------------|------------------------------------------------------|
| 鳥取カントリー倶楽部株式会社                   | 鳥取県鳥取市洞谷856番地 1                                      |
| SUN GREEN POWER ENERGY PTE. LTD. | 100 PECK SEAH STREET #10-18 PS100 SINGAPORE (079333) |
| サンエナジー株式会社                       | 東京都港区芝公園一丁目 3 番10号                                   |
| ランド・ベスト株式会社                      | 東京都港区芝公園一丁目 3 番10号                                   |
| セブンスター株式会社                       | 東京都港区海岸三丁目15番15号                                     |

## 9. 従業員の状況（2021年3月31日現在）

### (1) 企業集団の従業員数

| 従業員数 | 前連結会計年度末比増減 |
|------|-------------|
| 26 名 | 9 名増        |

- (注) 1. 従業員数には、臨時従業員26名は含まれておりません。  
 2. 従業員数には臨時従業員（派遣社員、パートタイマーおよびアルバイト）は含んでおりません。  
 3. セブンスター株式会社を連結子会社としたことにより従業員数が増加しております。

### (2) 当社の従業員数

| 従業員数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|------|-----------|------|--------|
| 3 名  | 2 名増      | 32 歳 | 1 年    |

## 10. 主要な借入先（2021年3月31日現在）

| 借 入 先      | 借 入 額    |
|------------|----------|
| 株式会社山陰合同銀行 | 89,000千円 |
| 株式会社りそな銀行  | 52,144千円 |
| 株式会社鳥取銀行   | 29,654千円 |
| 大東京信用組合    | 4,040千円  |
| 湘南信用金庫     | 2,732千円  |

## II. 株式に関する事項（2021年6月16日現在）

1. 発行可能株式総数 280,000,000株
2. 発行済株式の総数 89,786,844株
3. 株主数 11,782名
4. 大株主（上位10名）

| 株 主 名                       | 持 株 数 （株） | 持 株 比 率 （％） |
|-----------------------------|-----------|-------------|
| C S M ・ M 3 合 同 会 社         | 7,400,000 | 8.24        |
| 株 式 会 社 T K コ ー ポ レ ー シ ョ ン | 7,271,100 | 8.09        |
| 株 式 会 社 S B I 証 券           | 1,720,200 | 1.91        |
| み ず ほ 証 券 株 式 会 社           | 1,716,900 | 1.91        |
| 日 本 証 券 金 融 株 式 会 社         | 1,480,100 | 1.64        |
| 深 作 悠 里 加                   | 1,409,100 | 1.56        |
| 前 田 健 司                     | 1,358,900 | 1.51        |
| 中 村 哲 也                     | 1,077,700 | 1.20        |
| BNY GCM ACCOUNTS M NOM      | 1,003,600 | 1.11        |
| 岩 本 俊                       | 1,000,000 | 1.11        |

### 5. その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

### Ⅲ. 新株予約権等に関する事項

#### 1. 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

2017年12月1日開催の取締役会決議による新株予約権

- ①新株予約権の払込金額 3,200,000円
- ②新株予約権の行使価額 1個につき77円
- ③新株予約権の行使条件
- ① 新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、本新株予約権の割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも行使価額に50%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。
- (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
- (b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
- (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
- (d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合
- ② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- ④新株予約権の行使期間 2018年6月22日から2027年12月21日まで
- ⑤当社役員の保有状況

|                   | 新株予約権の数 | 目的となる株式の種類及び数  | 保有者数 |
|-------------------|---------|----------------|------|
| 取締役<br>(社外取締役を除く) | 40,000個 | 普通株式4,000,000株 | 4人   |

#### 2. 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対して交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

### 3. その他新株予約権等に関する重要な事項

|                                            |                                             |
|--------------------------------------------|---------------------------------------------|
| 決議年月日                                      | 2019年12月27日                                 |
| 新株予約権の数(個)                                 | 54,300(注1)                                  |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)                       | —                                           |
| 新株予約権の目的となる株式の種類                           | 普通株式                                        |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株)                         | 5,430,000(注1)                               |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円)                          | 70(注2)                                      |
| 新株予約権の行使期間                                 | 2020年1月21日から<br>2022年1月20日まで                |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の<br>株式の発行価格及び資本組入額(円) | (注3)                                        |
| 新株予約権の行使の条件                                | (注4)                                        |
| 新株予約権の譲渡に関する事項                             | 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。 |
| 代用払込みに関する事項                                | —                                           |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項                   | (注5)                                        |
| 新株予約権の取得条項に関する事項                           | (注6)                                        |

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。  
2 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、金70円とする。  
(1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、(2)に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項(4)②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))

の行使、取得請求権付株式または取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換または合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、またはかかる交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

② 普通株式について株式の分割をする場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③ 本項(4)②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式または本項(4)②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行または付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部にかかる取得請求権または新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降または（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④ 当社の発行した取得条項付株式または取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項(4)②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

⑤ 本項(2)①から④までの各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには本項(2)①から④にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数が生じるときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日を除く。）の東証JASDAQスタンダードにおける当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。
- (5) 本項(2)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換または合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
  - ② その他当社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
  - ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
- 3 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
- 4 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- 5 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付
- 当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下、「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下、「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権にかかる新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。
- (1) 新たに交付される新株予約権の数
- 新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。



- (2) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類  
再編当事会社の同種の株式
  - (3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法  
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。
  - (4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。
  - (5) 新たに交付される新株予約権に係る行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件  
本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為に際して決定する。
  - (6) 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限  
新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。
- 6 新株予約権の取得事由

本新株予約権の割当日から6ヶ月を経過した日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨および本新株予約権を取得する日（以下、「取得日」という。）を決議することができる。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の20営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

#### IV. 会社役員に関する事項

##### 1. 取締役および監査役の氏名等（2021年3月31日現在）

| 地 位     | 氏 名     | 担当および重要な兼職の状況                                                        |
|---------|---------|----------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長 | 前 田 健 司 | 鳥取カントリー倶楽部株式会社 代表取締役会長兼社長<br>サンエナジー株式会社 代表取締役社長                      |
| 取 締 役   | 松 本 一 郎 | 経営企画室長                                                               |
| 取 締 役   | 鷲 謙 太 郎 | 管理本部長<br>SUN GREEN POWER ENERGY PTE. LTD. DIRECTOR<br>サンエナジー株式会社 取締役 |
| 取 締 役   | 福 田 嵩 真 | 事業本部長                                                                |
| 取 締 役   | 木 村 啓   | 弁護士法人第一法律事務所パートナー                                                    |
| 常勤監査役   | 長 岡 稔   | —                                                                    |
| 監 査 役   | 本 村 道 徳 | —                                                                    |
| 監 査 役   | 後 藤 充 宏 | 後藤公認会計士事務所<br>あおば公認会計士事務所シニアパートナー<br>株式会社ワイズテーブルコーポレーション<br>常勤監査役    |

- (注) 1. 取締役木村啓氏は社外取締役であります。また、木村啓氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
2. 監査役全員は、社外監査役であります。また、長岡稔氏、本村道徳氏、後藤充宏氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
3. 取締役木村啓氏は弁護士の資格を有しており、弁護士として企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役齋藤顕次氏並びに池田雅昭氏は、2020年8月7日開催の第28期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。
5. 後藤充宏氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

##### 2. 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

###### ①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を取締役会で決定しており、取締役の基本報酬は固定報酬のみとしております。取締役の報酬は、各人に相応しい人材の確保・維持ならびに、業績と企業価値の向上への貢献意欲や士気を高めるインセンティブとして有効に機能し、報酬の水準は、役割・責任・業績に報いるに相応しいものとするを基本方針としております。

###### ②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社は、取締役並びに監査役の報酬総額の限度額を株主総会の決議により決定しております。

2005年3月14日開催の臨時株主総会において決議された取締役の報酬額は、年額100,000千円以内（4名）であります。2002年6月24日開催の第10期定時株主総会において決議された監査役の報酬額は、年額50,000千円以内（3名）であります。

###### ③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別の報酬等の額は、取締役会の決議による委任に基づいて、代表取締役が決定します。

この権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の成果・責任等を考慮するについては代表取締役が最も適しているからであります。代表取締役は、報酬の水準及び報酬額の妥当性と決定プロセスの妥当性を担保するため、株主総会で決議された報酬等の限度額の範囲内において、当社の一定基準に基づく計算に加えて、社外の役員報酬制度に関して知見を有する者からの助言、経済環境、業界動向、経営状況及び企業文化等を考慮し、各取締役の報酬等の額を決定することとしており、取締役会は、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると判断しております。

#### ④取締役及び監査役の報酬等の総額等

| 地 位   | 員 数 | 基 本 報 酬 等 の 総 額              |
|-------|-----|------------------------------|
| 取 締 役 | 7 名 | 80,800千円（うち社外取締役 2名 4,800千円） |
| 監 査 役 | 3 名 | 8,400千円（うち社外監査役 3名 8,400千円）  |

(注) 1. 当社には、使用人兼役員は存在しません。

2. 当事業年度末現在の人員数は取締役5名（うち社外取締役1名）、監査役3名（うち社外監査役3名）であります。なお、上記の支給人員と相違しているのは、2020年8月7日開催の第28期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名を含んでいるためであります。

### 3. 社外役員に関する事項

#### (1) 重要な兼職先と当社との関係

| 区 分       | 氏 名     | 兼 職 先                                                             |
|-----------|---------|-------------------------------------------------------------------|
| 社 外 取 締 役 | 木 村 啓   | 弁護士法人第一法律事務所パートナー                                                 |
| 社 外 監 査 役 | 長 岡 稔   | —                                                                 |
| 社 外 監 査 役 | 本 村 道 徳 | —                                                                 |
| 社 外 監 査 役 | 後 藤 充 宏 | 後藤公認会計士事務所<br>あおば公認会計士事務所シニアパートナー<br>株式会社ワイズテーブルコーポレーション<br>常勤監査役 |

(注) 取締役木村啓氏および監査役後藤充宏氏と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。

## (2) 当事業年度における主な活動状況

| 区分    | 氏名   | 主な活動状況                                                                 |
|-------|------|------------------------------------------------------------------------|
| 社外取締役 | 木村啓  | 当事業年度に開催された取締役会には、9回中7回出席し、主に弁護士として培ってきた豊富な経験・見地から、適宜発言を行っております。       |
| 社外監査役 | 長岡稔  | 当事業年度に開催された取締役会には、21回中21回、また、監査役会には、12回中12回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。 |
| 社外監査役 | 本村道徳 | 当事業年度に開催された取締役会には、21回中12回、また、監査役会には、12回中12回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。 |
| 社外監査役 | 後藤充宏 | 当事業年度に開催された取締役会には、21回中14回、また、監査役会には、12回中12回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。 |

(注) 1. 書面決議による取締役会の回数は除いております。

2. 社外取締役木村啓氏につきましては、2020年8月7日就任後の状況を記載しております。

## (3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外役員と、当社定款に基づき、当社に対する損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

## 4. 会社の役員等賠償責任保険契約に関する事項

### (1) 被保険者の範囲

当社は、当社の取締役、監査役を被保険者とした、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

### (2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当該保険契約は、株主代表訴訟又は第三者訴訟等により、被保険者が負担することになる損害賠償金及び訴訟責任等を、填補の対象としております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者が違法であることを認識しながら行った行為等に起因する損害については、補填されないこととしております。なお、保険料は当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

## V. 会計監査人の状況

### 1. 会計監査人の名称及び氏名

監査法人アリア

柴田 洋（柴田公認会計士事務所）（一時会計監査人）

大瀧 秀樹（大瀧公認会計士事務所）（一時会計監査人）

（注）当社の会計監査人でありました監査法人アリアとの監査契約を2021年5月25日付で合意解除いたしました。当社といたしましては、当期（第29期）の監査を担当する会計監査人（一時会計監査人）として柴田 洋氏（柴田公認会計士事務所）、大瀧 秀樹氏（大瀧公認会計士事務所）を一時会計監査人に選任し、両名が就任いたしました。

### 2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の額 29,500千円

当社および当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の  
利益合計額 29,500千円

（注）1. 当社と監査法人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。当社監査役会が監査法人の報酬等について同意した理由は、以下のとおりであります。

監査役会は、会計監査人との定期的かつ適宜行う会合による意見交換や、社内関係部署からの聞き取り等を通じて必要な情報を収集したうえで、会計監査人の監査計画における監査内容ならびに従前の事業年度における職務遂行状況および報酬額見積りの算出根拠を検討し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当事業年度に係る報酬の額は、監査法人アリアに対するもののみであります。

3. 当社の子会社であるSUN GREEN POWER ENERGY PTE. LTD. は当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

### 3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

法令に定める事由または会計監査人の適格性・独立性を害する事由等の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合等に、必要に応じて解任または不再任に関する決定を行う方針です。

## VI. 会社の体制および方針

### 1. 業務の適正を確保するための体制

当社は、以下の内部統制システム構築の基本方針を定めております。

内部統制システム構築の基本方針

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

① 取締役会は、当社の重要な経営方針・規範、取締役会規程およびコンプライアンス規程の制定をし、率先垂範して取り組むと共に、全役職員に周知徹底を行う。

② 取締役会は、職務権限規程および業務分掌規程の制定をし、職務の執行について責任と範囲を明確に定める。

③ 監査役は、コンプライアンス体制、リスク管理体制、財務情報その他企業情報を適正かつ適時に開示するための体制について、取締役が適切に構築し

運用しているかを監査し、必要に応じ改善を助言または勧告する。

- ④ 内部監査部門は各部門の業務を監視し、不正の防止・発見およびその改善を行う。
- ⑤ 管理本部をコンプライアンスの推進部門とし、対外的な契約のチェック、関連規程の作成および見直し、ならびに全役職員への周知徹底を行う。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制  
取締役会は、取締役の職務の執行に係る情報・文書（電磁的記録を含む。以下、「情報等」という。）の取扱いについて、情報管理規程および文書管理規程を制定し、当該規程に従い、それぞれの担当部署に適切に当該情報等を保存および管理させ、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行う。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ① 管理本部をリスク管理統括部門とし、関連部門と連携して当社グループ全体のリスクを総括的・網羅的に管理する。
  - ② 取締役会は、管理本部より重要なリスク情報について報告を受け、当該リスクへの対応やその他必要な施策を実施する。
  - ③ 取締役会は、不測の事態が発生した場合の対応を含むリスク管理規程等の管理体制を整備し、有事には当該規程等に基づいて代表取締役社長直轄の対策本部を設置し、迅速かつ適正な対応を行い、損害の拡大を防止し、損失を最小限に食い止める。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ① 取締役会は、事業環境の動向を踏まえた中期経営計画を策定し、各部門は、当該計画の達成に向けて具体的な行動計画を立案する。
  - ② 取締役会は、取締役会規程ならびに稟議規程および稟議事項明細書を制定し、取締役会決裁、社長決裁等の決裁権限を明確に定める。
  - ③ 取締役会は、取締役会が定める代表取締役社長およびその他の業務執行を担当する取締役の職務分掌に基づき、代表取締役社長およびその他の業務執行を担当する取締役に業務の執行を行わせる。
  - ④ 取締役会は、日常の業務遂行に際して、職務権限規程および業務分掌規程等を制定し、当該規程に基づき権限の委譲を行い、各レベルの責任者は業務を遂行する。
  - ⑤ 業務執行の管理・監督を行うため、定時取締役会を月1回開催するほか、必要に応じ臨時取締役会を開催する。
  - ⑥ 管理本部本部長は、月次の業績を迅速に管理会計としてデータ化し、取締役会に報告する。また、業績管理の一環として、予算会議を開催し、目標未達要因の分析、その要因を排除・低減する改善策を報告させ、必要に応じて目標を修正する。
- (5) 当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - ① 取締役会は、当社グループ共通の企業理念・倫理規範を策定し、当社グループ全体に周知徹底を行う。

- ② 当社グループが行う取引については、法令、定款、企業会計の基準、税法その他の社会規範に照らし適切なものでなければならない。
  - ③ 管理本部は、子会社を含む当社グループのリスク管理を管掌し、関係会社管理規程ならびにリスクマネジメント規程等に基づき、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、子会社に当社への定期的な報告を義務づけ、一層の徹底化を図る。
  - ④ 内部監査部門は、当社グループにおける内部監査を実施または統括し、子会社等に損失の危険が発生し、これを把握した場合には、直ちに発見された損失の危険の内容、発生する損失の程度および当社に対する影響等について、当社の取締役会および担当部署に報告する体制を構築する。
  - ⑤ 当社は、監査役が、当社グループの連結経営に対応したグループ全体の監視・監査を適正に行えるよう会計監査人および内部監査部門との十分な情報交換が行える体制を構築する。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 当社は、監査役が求めた場合、監査役の職務を補助する使用人を配置すると共に、必要に応じて、内部監査部門を中心とした関係各部門は、そのサポートを行う。
- (7) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性および監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査役の職務を補助すべき使用人の独立性を確保するため、監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、専任とし、専ら監査役の指示に従う。
  - ② 監査役の職務を補助すべき使用人を配置した場合、当該使用人の人事異動、人事評価および懲戒処分等に対して、事前に監査役の同意を得なければならない。
- (8) 当社グループの取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制
- ① 当社グループの取締役および使用人は、監査役会規程および監査役監査基準に従い、監査役の要請に応じて必要な報告および情報提供を行う。
  - ② 当社グループの役職員は、コンプライアンス上疑義ある行為を発見した場合、内部通報制度規程に従って、内部監査部門ならびに監査役に報告するものとする。内部監査部門は自己が受けた報告および調査の結果について、代表取締役社長および監査役に報告を行う。また、当社は、通報者に対し当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループ役職員に周知徹底する。
- (9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 当社は、監査役会規程および監査役監査基準に基づき、取締役会および重要な会議に出席、稟議書等業務に関する重要な文書を閲覧、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求める等、監査役の会社情報に対するアクセス権を保証する。

- ② 当社は、監査役会が、会計監査人から会計監査内容についての説明を受け、情報交換など連携を図る機会を保証する。
  - ③ 当社は、監査役職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務に関し、監査役から請求があった場合には、当該監査役職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
  - ④ 当社は、監査役会が、必要に応じて独自に弁護士その他の専門家を活用することができる体制を保証する。
- (10) 財務報告の信頼性を確保するための体制
- ① 取締役会は、財務報告とその内部統制に関し、代表取締役社長を適切に監督する。
  - ② 代表取締役社長は、本基本方針に基づき、財務報告とその内部統制の構築を行い、その整備・運用を評価する。
- (11) 反社会的勢力を排除するための体制
- ① 取締役会は、反社会的勢力に対して、毅然とした態度で対応し、いかなる名目の利益供与も行わず、反社会的勢力との係わりを一切持たない旨を「コンプライアンス基本方針」において定め、全役員に周知徹底を図る。
  - ② 管理本部は、反社会的勢力対応規程および反社会的勢力実務対応マニュアルの運用管理を徹底するとともに、反社会的勢力排除における適切な助言、協力を得ることができるよう、外部専門機関との連携を強化する。
2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) 取締役職務の執行について

「取締役会規程」に基づき、定時取締役会を毎月1回、臨時取締役会を必要に応じて開催し、法令または定款に定められた事項および重要な業務執行に関する事項について意思決定を行うとともに、取締役職務の執行の監督を行っております。

(2) コンプライアンス体制について

常勤の取締役および監査役、ならびに使用人を対象に、コンプライアンスの理解と意識の向上を図るため、毎月1回コンプライアンス研修を実施しております。

また、内部通報制度については、「内部通報制度規程」に基づき、複数の窓口（ホットライン）を設置し運用しております。

(3) 損失の危険の管理に関する取り組み

管理本部をリスク管理統括部門とし、関連部門と連携して当社グループ全体のリスクを総括的・網羅的に管理し、当社グループに損害を及ぼす恐れのあるリスク情報の早期発見と、その発現への対処に努めております。

(4) 監査役職務の執行について

「監査役会規程」に基づき、定時監査役会を毎月1回、臨時監査役会を必要に応じて開催し、監査に関する重要な事項について報告を受けるとともに、協議を行い、必要に応じて決議を行っております。



監査役は、会計監査人や内部監査部門等と連携を図り、監査の実効性を確保するとともに、取締役会への出席および取締役・使用人へのヒアリング等を随時行い、健全な経営体制の確保に向けた活動を行っております。

(5) 内部監査

内部監査部門が作成した内部監査計画に基づき、当社および当社グループ各社の内部監査を実施し、その結果について取締役会に報告しております。

(6) 子会社の経営管理

子会社からの財務状況およびその他の状況につきましては、週次で報告を受けております。また、月次の決算内容について予実分析を当社の管理部門で行い、当社の取締役会にて報告しております。

子会社の重要な稟議事項については、子会社から当社に対して、事前に承認申請が行われる仕組みを構築し、適切に運用しております。

また、取締役を派遣し、子会社の業務の適正の確保を図っております。

---

(注) 本事業報告に記載の金額、株式数および数値は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

2021年3月31日現在

(単位：千円)

| 科 目                  | 金 額              | 科 目                  | 金 額              |
|----------------------|------------------|----------------------|------------------|
| <b>資 産 の 部</b>       |                  | <b>負 債 の 部</b>       |                  |
| <b>流 動 資 産</b>       | <b>493,654</b>   | <b>流 動 負 債</b>       | <b>153,675</b>   |
| 現金及び預金               | 112,251          | 買掛金                  | 1,906            |
| 売掛金                  | 75,030           | 短期借入金                | 25,600           |
| 商品                   | 101,205          | 1年内返済予定の長期借入金        | 13,122           |
| 貯蔵品                  | 7,516            | リース債務                | 5,402            |
| 前渡金                  | 112,276          | 未払金                  | 39,465           |
| 短期貸付金                | 68,000           | 未払法人税等               | 9,611            |
| その他                  | 17,373           | 前受金                  | 26,884           |
| <b>固 定 資 産</b>       | <b>889,236</b>   | その他                  | 31,683           |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>   | <b>478,052</b>   | <b>固 定 負 債</b>       | <b>180,800</b>   |
| 建物及び構築物              | 73,776           | 長期借入金                | 164,448          |
| 機械装置及び運搬具            | 7,603            | リース債務                | 11,039           |
| 工具、器具及び備品            | 5,044            | 繰延税金負債               | 5,313            |
| コース勘定                | 99,630           |                      |                  |
| 土地                   | 247,405          | <b>負 債 合 計</b>       | <b>334,475</b>   |
| リース資産                | 14,595           | <b>純 資 産 の 部</b>     |                  |
| 建設仮勘定                | 30,000           | <b>株 主 資 本</b>       | <b>1,013,643</b> |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>   | <b>233,740</b>   | 資本金                  | 3,547,046        |
| のれん                  | 233,598          | 資本剰余金                | 3,412,033        |
| その他                  | 142              | 利益剰余金                | △5,945,436       |
| <b>投 資 其 他 の 資 産</b> | <b>177,442</b>   | その他の包括利益累計額          | 26,141           |
| 投資有価証券               | 5,637            | 為替換算調整勘定             | 26,141           |
| 出資金                  | 311              | <b>新 株 予 約 権</b>     | <b>8,630</b>     |
| 関係会社出資金              | 3,000            |                      |                  |
| 長期貸付金                | 102,000          | <b>純 資 産 合 計</b>     | <b>1,048,415</b> |
| その他                  | 66,494           | <b>負 債 純 資 産 合 計</b> | <b>1,382,890</b> |
| <b>資 産 合 計</b>       | <b>1,382,890</b> |                      |                  |

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連 結 損 益 計 算 書

2020年4月1日から  
2021年3月31日まで

(単位：千円)

| 科 目                           | 金 額     |
|-------------------------------|---------|
| 売 上 高                         | 473,473 |
| 売 上 原 価                       | 216,308 |
| 売 上 総 利 益                     | 257,164 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費           | 600,812 |
| 営 業 損 失                       | 343,647 |
| 営 業 外 収 益                     |         |
| 受 取 利 息                       | 2,338   |
| 受 取 配 当 金                     | 2,986   |
| 助 成 金 収 入                     | 2,000   |
| そ の 他                         | 2,383   |
|                               | 9,708   |
| 営 業 外 費 用                     |         |
| 支 払 利 息                       | 52,050  |
| 支 払 手 数 料                     | 8,727   |
| 株 式 交 付 費                     | 6,499   |
|                               | 67,278  |
| 経 常 損 失                       | 401,217 |
| 特 別 損 失                       |         |
| 貸 倒 引 当 金 繰 入 額               | 15,916  |
| 減 損 損 失                       | 321,584 |
|                               | 337,501 |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失         | 738,718 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税         | 18,121  |
| 法 人 税 等 調 整 額                 | 661     |
| 当 期 純 損 失                     | 757,500 |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失 | 757,500 |

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

2020年4月1日から  
2021年3月31日まで

(単位：千円)

|                           | 株主資本      |           |            |           |
|---------------------------|-----------|-----------|------------|-----------|
|                           | 資本金       | 資本剰余金     | 利益剰余金      | 株主資本合計    |
| 2020年4月1日残高               | 3,185,296 | 3,050,283 | △5,187,936 | 1,047,643 |
| 連結会計年度中の変動額               |           |           |            |           |
| 新株の発行                     | 361,750   | 361,750   | —          | 723,500   |
| 親会社株主に帰属する当期純損失           | —         | —         | △757,500   | △757,500  |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) | —         | —         | —          | —         |
| 連結会計年度中の変動額合計             | 361,750   | 361,750   | △757,500   | △34,000   |
| 2021年3月31日残高              | 3,547,046 | 3,412,033 | △5,945,436 | 1,013,643 |

|                           | その他の包括利益累計額 | 新株予約権  | 純資産合計     |
|---------------------------|-------------|--------|-----------|
|                           | 為替換算調整勘定    |        |           |
| 2020年4月1日残高               | 21,753      | 14,130 | 1,083,527 |
| 連結会計年度中の変動額               |             |        |           |
| 新株の発行                     | —           | —      | 723,500   |
| 親会社株主に帰属する当期純損失           | —           | —      | △757,500  |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) | 4,388       | △5,500 | △1,112    |
| 連結会計年度中の変動額合計             | 4,388       | △5,500 | △35,112   |
| 2021年3月31日残高              | 26,141      | 8,630  | 1,048,415 |

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

2021年3月31日現在

(単位：千円)

| 科 目                    | 金 額              | 科 目                  | 金 額               |
|------------------------|------------------|----------------------|-------------------|
| <b>資 産 の 部</b>         |                  | <b>負 債 の 部</b>       |                   |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>345,089</b>   | <b>流 動 負 債</b>       | <b>268,176</b>    |
| 現金及び預金                 | 548              | 短期借入金                | 6,000             |
| 商品                     | 50,000           | 関係会社短期借入金            | 92,949            |
| 前渡金                    | 65,000           | 未払金                  | 29,441            |
| 前払費用                   | 2,735            | 関係会社未払金              | 105,433           |
| 短期貸付金                  | 18,000           | 未払費用                 | 1,913             |
| 関係会社短期貸付金              | 190,217          | 未払法人税等               | 3,220             |
| その他                    | 18,588           | 前受金                  | 24,462            |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>919,855</b>   | 預り金                  | 4,757             |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>35,056</b>    | <b>固 定 負 債</b>       | <b>5,313</b>      |
| 建物                     | 4,542            | 繰延税金負債               | 5,313             |
| 工具、器具及び備品              | 514              | <b>負 債 合 計</b>       | <b>273,490</b>    |
| 建設仮勘定                  | 30,000           | <b>純 資 産 の 部</b>     |                   |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>142</b>       | <b>株 主 資 本</b>       | <b>982,824</b>    |
| その他                    | 142              | 資本金                  | 3,547,046         |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>884,656</b>   | 資本剰余金                | 3,412,033         |
| 投資有価証券                 | 5,637            | 資本準備金                | 3,412,033         |
| 関係会社株式                 | 571,184          | <b>利 益 剰 余 金</b>     | <b>△5,976,255</b> |
| 関係会社出資金                | 3,000            | 利益準備金                | 15,930            |
| 長期貸付金                  | 102,000          | その他利益剰余金             | △5,992,185        |
| 関係会社長期貸付金              | 143,000          | 繰越利益剰余金              | △5,992,185        |
| その他                    | 59,833           | <b>新 株 予 約 権</b>     | <b>8,630</b>      |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>1,264,944</b> | <b>純 資 産 合 計</b>     | <b>991,454</b>    |
|                        |                  | <b>負 債 純 資 産 合 計</b> | <b>1,264,944</b>  |

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

2020年4月1日から  
2021年3月31日まで

(単位：千円)

| 科 目                   | 金 額     |         |
|-----------------------|---------|---------|
| 売 上 高                 |         | 10,000  |
| 売 上 総 利 益             |         | 10,000  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |         | 339,526 |
| 営 業 損 失               |         | 329,526 |
| 営 業 外 収 益             |         |         |
| 受 取 利 息               | 7,803   |         |
| 受 取 配 当 金             | 2,982   |         |
| そ の 他                 | 310     | 11,095  |
| 営 業 外 費 用             |         |         |
| 支 払 利 息               | 47,932  |         |
| 支 払 手 数 料             | 7,954   |         |
| 株 式 交 付 費             | 6,499   | 62,387  |
| 経 常 損 失               |         | 380,817 |
| 特 別 損 失               |         |         |
| 関 係 会 社 株 式 評 価 損     | 540,052 |         |
| 関 係 会 社 清 算 損         | 5,108   | 545,160 |
| 税 引 前 当 期 純 損 失       |         | 925,977 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 |         | 3,220   |
| 当 期 純 損 失             |         | 929,197 |

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

2020年4月1日から  
2021年3月31日まで

(単位：千円)

|                             | 株主資本      |           |             |        |                             |             |
|-----------------------------|-----------|-----------|-------------|--------|-----------------------------|-------------|
|                             | 資本金       | 資本剰余金     |             | 利益剰余金  |                             |             |
|                             |           | 資本準備金     | 資本剰余金<br>合計 | 利益準備金  | その他利益<br>剰余金<br>繰越利益<br>剰余金 | 利益剰余金<br>合計 |
| 2020年4月1日残高                 | 3,185,296 | 3,050,283 | 3,050,283   | 15,930 | △5,062,986                  | △5,047,056  |
| 事業年度中の変動額                   |           |           |             |        |                             |             |
| 新株の発行                       | 361,750   | 361,750   | 361,750     | —      | —                           | —           |
| 当期純損失                       | —         | —         | —           | —      | △929,197                    | △929,197    |
| 株主資本以外の項目の事業<br>年度中の変動額(純額) | —         | —         | —           | —      | —                           | —           |
| 事業年度中の変動額合計                 | 361,750   | 361,750   | 361,750     | —      | △929,197                    | △929,197    |
| 2021年3月31日残高                | 3,547,046 | 3,412,033 | 3,412,033   | 15,930 | △5,992,185                  | △5,976,255  |

|                             | 株主資本      | 新株予約権  | 純資産合計     |
|-----------------------------|-----------|--------|-----------|
|                             | 株主資本合計    |        |           |
| 2020年4月1日残高                 | 1,188,523 | 14,130 | 1,202,653 |
| 事業年度中の変動額                   |           |        |           |
| 新株の発行                       | 723,500   | —      | 723,500   |
| 当期純損失                       | △929,197  | —      | △929,197  |
| 株主資本以外の項目の事業<br>年度中の変動額(純額) | —         | △5,500 | △5,500    |
| 事業年度中の変動額合計                 | △205,697  | △5,500 | △211,197  |
| 2021年3月31日残高                | 982,824   | 8,630  | 991,454   |

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 独立監査人の監査報告書

2021年7月5日

燦キャピタルマネージメント株式会社

取締役会 御中

柴田公認会計士事務所  
大阪市中央区

公認会計士 柴 田 洋 ㊞

大瀧公認会計士事務所  
東京都北区

公認会計士 大 瀧 秀 樹 ㊞

当監査人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、燦キャピタルマネージメント株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、燦キャピタルマネージメント株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、前連結会計年度において、重要な営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失を計上し、当連結会計年度においても、重要な営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失を計上している。このため、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されていない。

当該事項は、当監査人の意見に影響を及ぼすものではない。



### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査人との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 独立監査人の監査報告書

2021年7月5日

燦キャピタルマネージメント株式会社

取締役会 御中

柴田公認会計士事務所 公認会計士 柴 田 洋 ㊟  
大阪市中央区

大瀧公認会計士事務所 公認会計士 大 瀧 秀 樹 ㊟  
東京都北区

### 監査意見

当監査人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、燦キャピタルマネージメント株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第29期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、前事業年度において、重要な営業損失、経常損失、当期純損失を計上し、当事業年度においても、重要な営業損失、経常損失、当期純損失を計上している。このため、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類等は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類等に反映されていない。

当該事項は、当監査人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査人との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第29期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人柴田洋氏、大瀧秀樹氏の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人柴田洋及び大瀧秀樹の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年7月7日

燦キャピタルマネジメント株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役）長 岡 稔 ㊟

社外監査役 本 村 道 徳 ㊟

社外監査役 後 藤 充 宏 ㊟

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 取締役6名選任の件

本総会終結の時をもって、全取締役が任期満了となります。取締役会による独立かつ客観的な経営の監督の実効性を高めるべく、取締役1名を増員し、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりです。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                       | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                              | 所有する当社株式の<br>数 |
|-------|------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1     | まえだけんじ<br>前田 健 司<br>(1964年6月21日生)  | 1989年4月 オリックス株式会社 入社<br>1997年5月 ワイトレーディング株式会社 (現<br>当社) 代表取締役社長 (現任)<br>2016年3月 鳥取カントリー倶楽部株式会社<br>代表取締役会長兼社長 (現任)<br>2017年6月 有限会社ラ・ベリータ (現 サンエ<br>ナジー株式会社) 代表取締役社長<br>(現任)<br>(現在に至る)                                                                            | 1,358,900株     |
| 2     | まつもといちろう<br>松本 一 郎<br>(1963年9月4日生) | 1987年4月 日興証券株式会社 (現 SMBC日興証<br>券株式会社) 入社<br>1993年8月 有限会社エム・ケー・シー 代表<br>取締役<br>1999年2月 株式会社勉強屋 代表取締役<br>2007年10月 当社 入社<br>2016年6月 当社 取締役経営企画室長 (現任)<br>(現在に至る)                                                                                                    | 一株             |
| 3     | わしけんたろう<br>鷺 謙 太郎<br>(1968年3月10日生) | 1991年4月 株式会社丸井 入社<br>2002年11月 アセット・マネジャーズ株式会社<br>入社<br>2006年6月 アセット・インベスターズ株式会<br>社 入社 管理グループ長兼財務経<br>理部長<br>2016年6月 当社 取締役管理本部長 (現任)<br>2016年12月 SUN GREEN POWER ENERGY PTE. LTD.<br>DIRECTOR (現任)<br>2017年6月 有限会社ラ・ベリータ (現 サンエ<br>ナジー株式会社) 取締役 (現任)<br>(現在に至る) | 一株             |



| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                                      | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                         | 所有する当社株式<br>の<br>数 |
|-----------|-------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 4         | <small>ふくだしゅうま</small><br>福田 嵩 真<br>(1988年2月20日生)     | 2010年4月 野村証券株式会社 入社<br>2018年6月 PwCビジネスアシュアランス合<br>同会社 入社<br>2020年7月 当社 取締役事業本部長（現任）<br>（現在に至る）                                                                                                                                                              | 一株                 |
| 5         | ※<br><small>ひらのまさき</small><br>平野 正 樹<br>(1953年4月23日生) | 2006年1月 経済産業省 通商政策局通商交渉<br>官<br>2006年7月 電気保安協会全国連絡会議 専務<br>理事<br>2009年6月 中国電力株式会社入社<br>執行役員 経営企画部門部長（電<br>源調達）<br>2013年6月 同社 常務取締役 環境部門長<br>情報通信部門長<br>エネルギー総合研究所長<br>2018年6月 同社 代表取締役副社長執行役員<br>電源事業本部長<br>2020年6月 一般社団法人日本内燃料発電設備<br>協会 会長（現任）<br>（現在に至る） | 一株                 |
| 6         | ※<br><small>あべひさお</small><br>阿部 尚 夫<br>(1958年4月29日生)  | 1986年10月 株式会社松田屋設立 代表取締役<br>1989年9月 株式会社平成警備保障設立 専務<br>取締役<br>1997年1月 社団法人日本青年会議所 地域主<br>権推進会議副議長<br>1997年10月 株式会社FM雪国設立 取締役就任<br>1998年1月 社団法人日本青年会議所 総務委<br>員長<br>医療法人斎藤記念病院 入社<br>2020年11月 一般社団法人危機管理センター<br>理事長（現任）<br>（現在に至る）                           | 一株                 |

- (注)
1. ※印は、新任候補者であります
  2. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
  3. 当社は、保険会社との間で当社取締役全員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、これにより、被保険者が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等を填補することとしております。各候補者が選任された場合、各氏は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約の契約期間は1年であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。
  4. 平野正樹氏、阿部尚夫氏は、社外取締役候補者であります。
  5. 平野正樹氏につきましては、東京証券取引所に対し、同取引所の定める独立役員として届け出る予定であります。
  6. 社外取締役候補者とした理由  
平野正樹氏、阿部尚夫氏は、長年にわたり経営者としての豊富な経験と幅広い見識のもとに、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
  7. 平野正樹氏、阿部尚夫氏の選任が承認された場合は、当社は両氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する趣旨の責任限定契約を継続する予定です。当該契約に基づく賠償の限度額は法令に定める最低限度額としております。

第2号議案 会計監査人2名選任の件

当社の一時会計監査人である柴田洋氏並びに大瀧秀樹氏を監査役会の決定に基づき、新たな会計監査人の選任をお願いするものであります。

1. 監査役会が柴田洋氏並びに大瀧秀樹氏を会計監査人候補とした理由

監査役会が両氏を会計監査人の候補者とした理由は、会計監査に求められる専門性、独立性及び適正性を有しており、またこれまでの知見を活かし当社の会計監査が適切かつ妥当に行われることを確保する体制を備えているものと判断したためであります。

2. 会計監査人候補者の名称等

2021年6月末日現在

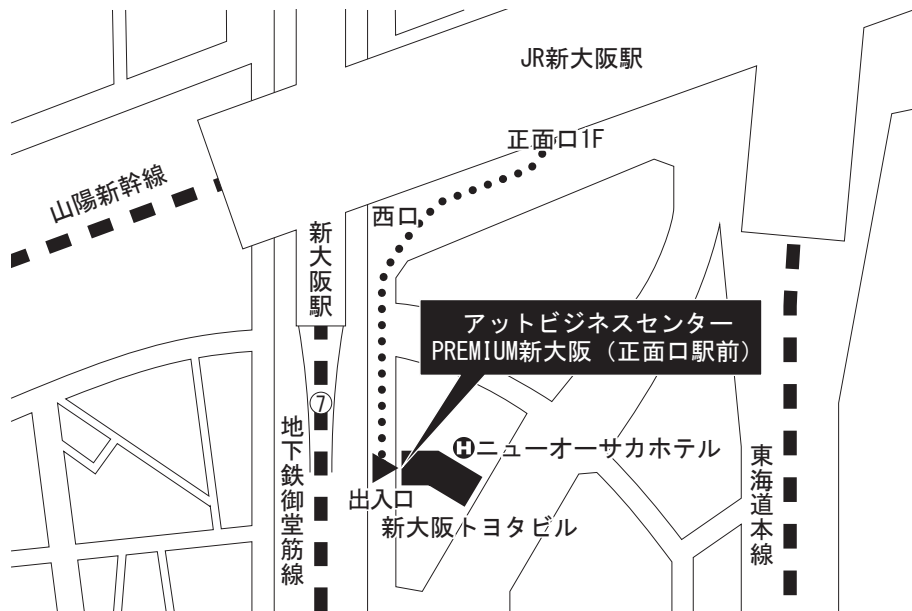
| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                    | 事務所名及び事務所の所在地                                | 略歴                                                                                                                                           |
|-------|---------------------------------|----------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1     | しばたひろし<br>柴田洋<br>(1959年4月8日)    | 柴田公認会計士事務所<br>大阪府大阪市中央区北浜一丁目1番14号北浜1丁目平和ビル8階 | 1986年9月 監査法人トーマツ入所<br>1992年3月 公認会計士登録<br>1992年9月 デロイト・トウシュボ<br>ストン事務所赴任<br>1997年9月 柴田公認会計士事務所設<br>立 所長 (現任)<br>1998年1月 柴田税理士事務所設立<br>所長 (現任) |
| 2     | おおたきひでき<br>大瀧秀樹<br>(1962年5月22日) | 大瀧公認会計士事務所<br>東京都北区王子六丁目5番34号                | 1987年10月 あずさ監査法人入所<br>1990年3月 公認会計士登録<br>1999年10月 大瀧公認会計士事務所<br>設立 所長 (現任)<br>2007年6月 エヌジェイホールディ<br>ングス(株)取締役管理本<br>部長兼情報開示担当                |

以上

# 株主総会会場ご案内図

会場：大阪市淀川区西中島五丁目14番10号  
新大阪トヨタビル 9階

アットビジネスセンターPREMIUM新大阪



地下鉄御堂筋線 新大阪駅 (⑦番出入口) 徒歩約1分、JR新大阪駅 (正面口) 徒歩約3分

※駐車場はございませんので、お車でのご来場はご遠慮下さい。